

広島県告示第八百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県尾道市向島町及び同町江奥地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡島（三三六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	岡島（三三六一）	急傾斜地の崩壊
渡場（三四〇四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	渡場（三四〇四）	急傾斜地の崩壊
亀森（二〇五八一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	亀森（二〇五八一―一）	急傾斜地の崩壊
明神（三三三六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	明神（三三三六〇）	急傾斜地の崩壊
亀森（二〇五八一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	亀森（二〇五八一―二）	急傾斜地の崩壊
田尻（六四九八一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	田尻（六四九八一―一）	急傾斜地の崩壊
八反（三三三六三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	八反（三三三六三）	急傾斜地の崩壊
八反（三三三六三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	八反（三三三六三―一）	急傾斜地の崩壊
宇根（三三三七二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	宇根（三三三七二―一）	急傾斜地の崩壊

区域の表示及び法規  
 第九条第二項に規  
 定する土砂災害警  
 戒区域等における  
 土砂災害防止対策  
 の推進に関する法  
 律施行令（平成十  
 三年政令第八十四  
 号）で定める事項



兼吉川（七 八四六隣）	江尻川（八 一二隣d）	江尻川（八 一二隣c）	江尻川（八 一二隣b）	江尻川（八 一二隣a）	江尻川（八 一二）	川尻川（七 八四三）	江尻川支川 （七八四四 ）	土井川（八 〇九）	天神川（八 〇八）	天神川（八 〇八隣）	宇立川（七 八四八）	宇立川（七 八四八隣）	川尻（五〇 七〇）	川尻（五〇 七〇―五）	川尻（五〇 七〇―四）	川尻（五〇 七〇―三）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
兼吉川（七 八四六隣）	江尻川（八 一二隣d）	江尻川（八 一二隣b）		江尻川（八 一二隣a）	江尻川支川 （七八四四 ）		江尻川支川 （七八四四 ）	土井川（八 〇九）	天神川（八 〇八）	天神川（八 〇八隣）	宇立川（七 八四八）	宇立川（七 八四八隣）	川尻（五〇 七〇）	川尻（五〇 七〇―五）	川尻（五〇 七〇―四）	川尻（五〇 七〇―三）
土石流	土石流	土石流		土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担

当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。